

## 第2章 人権啓発の推進方策

人権一般の普遍的な視点からの取組

### (1) 人権啓発の内容

人権啓発は、市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。こうした視点に立った啓発が必要であり、その内容として次に掲げるものがあります。

#### ① 人権に関する基本的な知識の習得

国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利と規定している憲法をはじめ、人権にかかわる国内法令や国際条約を周知するなど、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要があります。

#### ② 生命の尊さ

日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件も起きています。改めて、生命の尊さや他者との共生を真に実感できるような啓発を推進する必要があります。

#### ③ 個性の尊重

異なる個性を前提としてお互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける啓発を推進する必要があります。

#### ④ 平和の維持

人権が守られるためには、その土台として平和が維持されていることが前提となります。日本においても、戦時中は基本的人権が著しく制限され、侵害されていました。

今を生きる私たちが、責任を持って平和を次世代へと繋いでいく必要があります。

## (2) 人権啓発の方法

啓発の方法は、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえていることが重要です。こうした視点に立った配慮が必要であり、その方法として次に掲げるものがあります。

### ① 対象者の理解度に応じた啓発

人権啓発の方法に関して言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要があります。

### ② 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果があります。

例えば、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨するうえで、大きな効果を期待できます。

### ③ 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等の啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果がありますが、市民の一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界があると考えられます。

市民が主体的・能動的に参加できるような参加型・体験型の啓発手法も引き続き検討が必要です。